



第7期森町障がい福祉計画

第3期森町障がい児福祉計画

2024(令和6)年度～2026(令和8)年度



2024(令和6)年3月

森 町



目次

第1章	計画の概要	1
1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の期間	3
4	計画の対象	4
5	計画の策定体制	4
第2章	計画の基本的な考え方	5
1	第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る国の基本指針	5
2	サービスの体系	7
第3章	第7期障がい福祉計画の成果目標	8
1	施設入所者の地域生活への移行	8
2	地域生活支援の充実	9
3	福祉施設から一般就労への移行等	10
4	相談支援体制の充実・強化等	11
5	障害福祉サービス等の質の向上	11
第4章	障害福祉サービスの見込みと確保の方策	12
1	訪問系サービス	12
2	日中活動系サービス	14
3	居住系サービス	18
4	相談支援	19
5	地域生活支援事業	20
6	発達障がい者等に対する支援	27
第5章	第3期障がい児福祉計画の成果目標	28
1	障がい児支援の提供体制の整備等	28
第6章	障害児福祉サービスの見込みと確保の方策	29
1	障害児通所支援	29
2	障害児相談支援	31
3	医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	31
4	特別支援学校等卒業後の支援	32
第7章	計画の推進体制	33
第8章	計画の進行管理体制	34
資料編		35
1	諮問	35
2	答申	36
3	協議会設置規則	37
4	委員名簿	39
5	計画の主な策定経過	39
6	用語集	40

「障がい」等の表記について

本計画では、「障害」などの「害」の字の表記について、字に対する印象に配慮するとともに、障がいの人権をより尊重する観点から、国の法令等に基づく法律用語や施設名等の固有名称を除き、可能な限り「害」の字をひらがなで表記しています。

このため、本計画では「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

森町（以下「本町」という。）では、障がいのある方もない方も、ともに安心して暮らせる地域づくりを目指して、2013（平成25）年に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく「森町障がい福祉計画」、2017（平成29）年に施行された「児童福祉法」に基づく「森町障がい児福祉計画」を策定し、「障害者基本法」に基づき2006（平成18）年度に策定した「森町障がい者計画」との整合性を図りながら、計画を見直しつつ障がい者施策を推進してきました。

国では、2018（平成30）年に「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が改正されました。

また、「障害者の権利に関する条約」批准後初めてとなる「障害者基本計画（第4次）」が策定され、共生社会の実現を目指し、障がいのある方が自らの意思決定に基づいて社会参加や自己実現を進めていくこととなりました。その他にも、2016（平成28）年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行、2018（平成30）年に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の成立、2019（令和元）年に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）の成立など、障害者福祉に関する法制度の整備が進められています。

さらに、2022（令和4）年5月には「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）が施行され、障がい者計画の策定や変更に当たっては、障がいのある方の情報の取得利用・意思疎通に係る施策の総合的な推進を踏まえることとされました。

この度、これまでの本町の取組に、国や県の新たな動向を踏まえ、本町におけるさらなる障がい者福祉のまちづくりを推進するため、「第7期森町障がい福祉計画・第3期森町障がい児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、以下の法律に基づきそれぞれ策定が義務付けられている法定計画です。

◆ 市町村障害福祉計画

障害福祉サービスの提供体制の確保や、その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画として規定されており、今後必要とされる障害福祉サービス量を計画的に整備するためのものです。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）

第 88 条第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

◆ 市町村障害児福祉計画

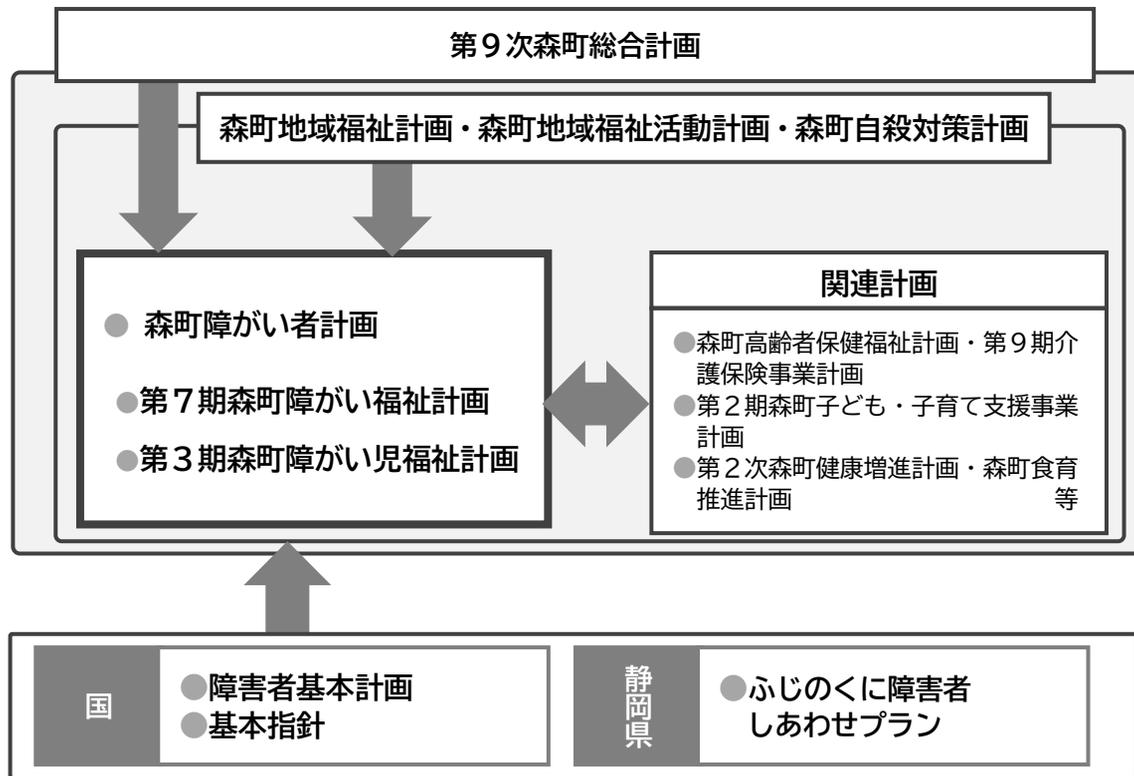
障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保や、各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量等について計画的に整備するためのものです。

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）

第 33 条の 20 第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

また、本町の上位計画である「第9次森町総合計画」や福祉分野の総合的・横断的な計画である「森町地域福祉計画・森町地域福祉活動計画・森町自殺対策計画」などの町の関連計画との整合性を図りつつ、障がい者施策を推進する計画である「森町障がい者計画」と併せて策定します。



3 計画の期間

計画の期間は、2024（令和6）年度から2026（令和8）年度までの3年間とします。

なお、計画の期間内であっても、社会情勢の変化や関連法の改正等に伴い、計画の見直しが必要と判断された場合は、見直しを行います。

■計画の期間について

	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度	2027 (令和9) 年度	2028 (令和10) 年度	2029 (令和11) 年度	2030 (令和12) 年度	2031 (令和13) 年度
障がい福祉計画	→		← 第7期		→		←		→	
障がい児福祉計画	→		← 第3期		→		←		→	
障がい者計画	→		← 障がい者計画						←	

4 計画の対象

本計画の対象とする、「障がいのある方」とは、障害者総合支援法第4条に定められている「身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者(発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。)のうち18歳以上である者、並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上である者をいう。」と規定されています。

また、「障がいのある児童」とは、児童福祉法第4条第2項に定められている「身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童(発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害児を含む。)又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。」と規定されています。

5 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

本町における障がいのある方の現状を把握し、計画策定の基本資料とするため、障がいに関する手帳をお持ちの方又は福祉サービスや自立支援医療を利用している方を対象としたアンケート調査を実施しました。

- ・調査期間 2023(令和5)年8月30日から2023(令和5)年9月13日まで
- ・調査手法 郵送による配布・回収
- ・回収率 50.6%(506/1,000件)

(2) 森町障がい者対策推進協議会による協議

町民から選出された委員や障がい者団体関係者、有識者等で構成される「森町障がい者対策推進協議会」を開催し、計画の策定について審議しました。

第2章 計画の基本的な考え方

1 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る国の基本指針

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画は、国の障害福祉計画等に係る基本指針に基づいて策定されるものです。今期の計画における国の指針は以下のとおりです。

障害のある方の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害の有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害のある人の自己決定を尊重し、その意思決定に配慮しつつサービス等利用計画を作成し、個々の状況に即した障害福祉サービスその他必要な支援を行うことにより、障害のある人の自立と社会参加の実現を目指します。

障害種別によらない一元的な障害福祉サービス等の実施

障害種別や特性によって区別されることなく、身体障害、知的障害及び精神障害のある人はもとより、難病患者や発達障害及び高次脳機能障害のある人もサービスの対象であることを前提に、個々のニーズに応じた必要な支援が受けられるよう、サービス提供体制の確保に努めます。

地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害のある人の自立支援の観点から、施設等から地域への移行や就労支援に関するサービスの提供体制を整えていくとともに、地域生活支援のための拠点整備や、ボランティア等によるインフォーマルサービスなどの地域の社会資源の有効活用により、障害のある人の生活を地域全体で支える仕組みの構築を図ります。

また、精神障害のある人が地域で安心して暮らすことができるよう、地域包括ケアシステムの構築に努めます。

地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことができる地域共生社会の実現に向けた取組等を計画的に推進します。

障害のある児童の健やかな育成のための発達支援

障害のある児童へ専門的な支援を提供する地域支援体制の構築を図るほか、ライフステージに応じて、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した切れ目の無い支援体制の構築を図り、障害の有無にかかわらず、全ての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容(インクルージョン)の推進に努めます。

障害福祉人材の確保・定着

専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、職員の処遇改善等による職場環境の整備や障害福祉現場におけるハラスメント対策、ICT・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務効率化に関係者が協力して取り組んでいきます。

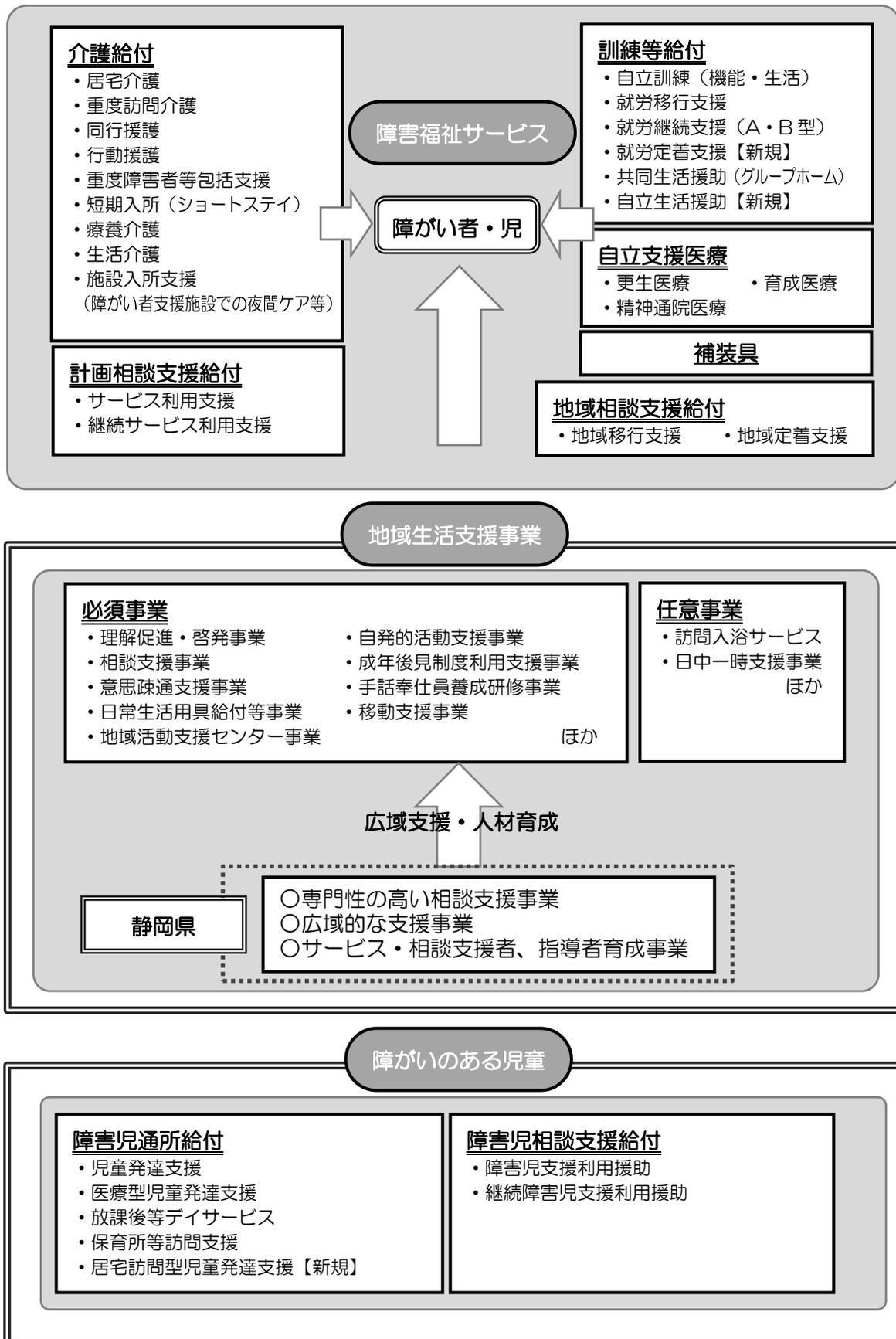
障害者の社会参加を支える取組

障害者の地域における社会参加及び障害者理解の促進のため、文化芸術の創造や発表、スポーツ等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図る取組を推進します。

これまでの基本指針に加え、障害福祉人材の確保の項目に「定着」が追記されました。

2 サービスの体系

障害福祉サービスの体系は以下のとおりです。



第3章 第7期障がい福祉計画の成果目標

国の定める基本指針を基本としつつ、地域の実情に応じて2026（令和8）年度における数値目標を設定します。

1 施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針	① 地域生活に移行する人数 2026（令和8）年度末時点で、2022（令和4）年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行することを基本とする。
	② 施設入所者数の削減 2026（令和8）年度末時点で、2022（令和4）年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

本町の目標	実績 2022 (令和4)年度	施設入所者数	15人
		地域生活に移行した人数	0人
	目標 2026 (令和8)年度	①地域生活に移行する人数	1人
		②施設入所者数の削減	1人
		2026(令和8)年度末時点での施設入所者数	14人

【考え方】

本町の2022（令和4）年度末時点の施設入所者数は15人となっています。国の指針と本町の地域生活への移行状況を踏まえ、2026（令和8）年度末までに地域生活への移行者を1人とすることを目標とします。

また、施設入所者数は2022（令和4）年度実績から1人削減することにより、2026（令和8）年度末の入所者数が14人となるよう設定します。施設入所者が地域生活へと移行ができるよう、地域移行支援、地域定着支援等により支援します。

2 地域生活支援の充実

国の基本指針	地域生活支援拠点等の充実 2026（令和8）年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。		
	強度行動障害者を有する者への支援体制の充実 2026（令和8）年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。		
本町の目標	実績 2022 (令和4)年度	地域生活支援拠点等の設置数 ※掛川市・菊川市・御前崎市と共同設置	1箇所※
	目標 2026 (令和8)年度	地域生活支援拠点等の設置箇所数 ※掛川市・菊川市・御前崎市と共同設置	1箇所※
		地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討回数	年1回
		強度行動障害者を有する者への支援体制の整備	検討

【考え方】

地域生活支援拠点等の設置については、本町においては掛川市・菊川市・御前崎市と共同で設置しました。また、地域生活支援拠点等の機能の充実を図るため、運用状況については年1回、検証及び検討を行います。

3 福祉施設から一般就労への移行等

国の 基本指針	一般就労への移行者数 2021（令和3）年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上が2026（令和8）年度中に一般就労に移行することを基本とする。		
	ア. 就労移行支援事業 2021（令和3）年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。		
	イ. 就労継続支援A型事業 2021（令和3）年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上とすることを基本とする。		
	ウ. 就労継続支援B型事業 2021（令和3）年度の一般就労への移行実績の概ね1.28倍以上とすることを基本とする。		
	就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労者 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。		
	就労定着支援事業利用者数 2026（令和8）年度の就労定着支援事業の利用者数を2021（令和3）年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とする。		
	就労定着支援事業の就労定着率 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。		
本町の 目標	実績 2021 (令和3)年度	一般就労への移行者数	2人
		ア. 就労移行支援事業から一般就労への移行者	0人
		イ. 就労継続支援A型事業から一般就労への移行者	1人
		ウ. 就労継続支援B型事業から一般就労への移行者	1人
		一般就労への移行者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合	0%
		就労定着支援事業利用者数	3人
		就労定着支援事業の就労定着率	23.07%
	目標 2026 (令和8)年度	一般就労への移行者数	6人
		ア. 就労移行支援事業から一般就労への移行者	2人
		イ. 就労継続支援A型事業から一般就労への移行者	2人
		ウ. 就労継続支援B型事業から一般就労への移行者	1人
		一般就労への移行者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合	50%以上
		就労定着支援事業利用者数	5人
		就労定着支援事業のうち就労定着率が7割以上の事業所	25%

【考え方】

就労移行支援事業及び就労継続支援事業等の推進により、障がいのある方の希望や能力等に応じて、福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めます。就労定着支援事業の利用者数及び就労定着支援事業による就労定着率の目標においては、一般就労に向けた様々なサポート体制を充実させることを目指し、現状を踏まえた目標値を設定しています。

4 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針	相談支援体制の充実・強化等 2026（令和8）年度末までに、市町村又は圏域において、基幹相談支援センターの設置と、相談支援体制の強化を図る体制を確保し、協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を基本とする。		
本町の目標	実績 2022 (令和4)年度	基幹相談支援センター・委託相談支援事業等の総合的、専門的な相談支援を実施する体制の実施の有無	未設置
	目標 2025 (令和7)年度	基幹相談支援センター・委託相談支援事業等の総合的、専門的な相談支援を実施する体制の実施の有無 ※掛川市・菊川市・御前崎市と共同設置	設置済*
		地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	年5件
		地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	年5件
		地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	年5回

【考え方】

本町では、掛川市・菊川市・御前崎市との共同で基幹相談支援センターを設置し総合的・専門的な相談支援を実施します。

また、総合的・専門的な相談支援の実施や、訪問等による専門的な指導・助言の件数については、年に5件と設定し、地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数については、年に5件実施、地域の相談機関との連携強化の取り組みについては、年に5回実施します。

5 障害福祉サービス等の質の向上

国の基本指針	障害福祉サービス等の質の向上 2026（令和8）令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築することを基本とする。		
本町の目標	目標 2026 (令和8)年度	県が実施する障害福祉サービス等に係る研修やその他の研修への参加人数	3人
		障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制(会議等)の実施回数	年2回

【考え方】

県が実施する研修会等に、3人以上参加することとします。

また、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果や指導監査結果について、年に2回共有の場を設けることとします。

第4章 障害福祉サービスの見込みと確保の方策

1 訪問系サービス

①居宅介護

サービスの内容

ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。

		実績(1月当たり)			見込み(1月当たり)		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
利用者数	人	21	17	12	19	21	23
利用量	時間	83	77	61	83	87	91

※2023（令和5）年度実績は見込み（以降同様）

②重度訪問介護

サービスの内容

重度の肢体不自由又は重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする方に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的にを行います。

		実績(1月当たり)			見込み(1月当たり)		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
利用者数	人	0	0	0	0	0	0
利用量	時間	0	0	0	0	0	0

③同行援護

サービスの内容

移動に著しい困難を有する視覚障がいのある方が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ・食事等の介護のほか、必要な援助を行います。

		実績(1月当たり)			見込み(1月当たり)		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
利用者数	人	1	1	1	1	1	1
利用量	時間	7	13	10	13	13	13

④行動援護

サービスの内容

行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある方が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ・食事等の介護のほか、必要な援助を行います。

		実績(1月当たり)			見込み(1月当たり)		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
利用者数	人	4	5	1	1	1	1
利用量	時間	3	3	2	2	2	2

⑤重度障害者等包括支援

サービスの内容

常に介護を必要とする方の中でも、特に介護の必要度が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。

		実績(1月当たり)			見込み(1月当たり)		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
利用者数	人	0	0	0	0	0	0
利用量	時間	0	0	0	0	0	0

【見込み量確保のための方策】

訪問系サービスは地域移行者には欠かせないサービスです。ニーズに応じた弾力的なサービスの提供ができるよう、ヘルパーの人材確保や育成を図り、より高いサービス提供を推進します。また、「障害者総合支援法」の改正によるサービスの拡充について、利用者や家族への情報提供に努め、利用の促進を図ります。

重度障害者等包括支援については、本町での利用実績がなく、見込んでいません。

2 日中活動系サービス

①生活介護

サービスの内容

障がい者支援施設などで、常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。

		実績(1月当たり)			見込み(1月当たり)		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
利用者数	人	32 (-)	30 (-)	29 (8)	31 (8)	32 (8)	33 (8)
利用量	人日	604 (-)	569 (-)	590 (427)	575 (427)	603 (427)	633 (427)

※（ ）内は重度障がい者の内数

②自立訓練

サービスの内容

ア 自立訓練(機能訓練)

障がいのある方に対して、リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション、家事の訓練などの実践的なトレーニング、生活等に関する相談及び助言等を行うもので、地域生活への移行を支援するものです。

		実績(1月当たり)			見込み(1月当たり)		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
利用者数	人	0	0	0	0	0	0
利用量	人日	0	0	0	0	0	0

イ 自立訓練(生活訓練)

障がいのある方に対して、入浴・排せつ・食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行うもので、施設や病院に長期入所又は入院していた方の地域生活への移行を支援するものです。

		実績(1月当たり)			見込み(1月当たり)		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
利用者数	人	2	3	1	1	1	1
利用量	人日	10	39	17	17	17	17

③就労選択支援

サービスの内容

働く力と意欲のある障がいのある方に対して、本人が自分の働き方を考えることをサポート（考える機会の提供含む）するとともに、就労継続支援を利用しながら就労に関する知識や能力が向上した障がいのある方には、本人の希望も重視しながら、就労移行支援の利用や一般就労等への選択の機会を適切に提供します。

		実績(1月当たり)			見込み(1月当たり)		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
利用者数	人					3	4

※2025（令和7）年から利用開始の事業です。

④就労移行支援

サービスの内容

就労を希望する65歳未満の障がいのある方に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。

		実績(1月当たり)			見込み(1月当たり)		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
利用者数	人	4	2	2	1	1	1
利用量	人日	37	7	20	10	10	10

⑤就労継続支援

サービスの内容

企業等に就労することが困難な障がいのある方に対して、生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。

このサービスを通じて一般就労に必要な知識や能力が高まった方は、最終的には一般就労への移行を目指します。

ア 就労継続支援A型

サービス利用開始時に65歳未満で、雇用契約に基づき最低賃金が保障されるサービスです。

		実績(1月当たり)			見込み(1月当たり)		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
利用者数	人	11	15	8	11	15	19
利用量	人日	125	160	137	128	160	200

イ 就労継続支援B型

雇用契約に基づかないサービスです。

		実績(1月当たり)			見込み(1月当たり)		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
利用者数	人	76	78	71	79	79	79
利用量	人日	1,084	1,029	1,059	1,057	1,109	1,164

⑥就労定着支援

サービスの内容

就労移行等の利用を経て、一般就労へ移行した障がいのある方に対して、就労に伴い生じている生活面の課題に対応し、就労の継続を図るため、事業主、障害福祉サービス事業者、医療機関等と必要な連絡調整等を行います。

		実績(1月当たり)			見込み(1月当たり)		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
利用者数	人	4	2	1	1	1	1

⑦療養介護

サービスの内容

病院において医療的ケアを必要とする障がいのある方のうち常に介護を必要とする方に対して、病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をします。

		実績(1月当たり)			見込み(1月当たり)		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
利用者数	人	5	4	4	4	4	4

⑧短期入所

サービスの内容

自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある方に短期間入所してもらい、入浴・排せつ・食事のほか、必要な介護を行います。

ア 短期入所(福祉型)

障がい者支援施設等で実施するサービスです。

		実績(1月当たり)			見込み(1月当たり)		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
利用者数	人	13 (-)	12 (-)	13 (1)	14 (1)	15 (1)	16 (1)
利用量	人日	29 (-)	30 (-)	31 (1)	32 (1)	33 (1)	34 (1)

※（ ）内は重度障がい者の内数

イ 短期入所(医療型)

病院、診療所、介護老人保健施設等で実施するサービスです。

		実績(1月当たり)			見込み(1月当たり)		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
利用者数	人	0	0	0	0	0	0
利用量	人日	0	0	0	0	0	0

【見込み量確保のための方策】

生活介護や自立訓練、療養介護について、サービスの利用に対して希望があった際に、適切にサービスを提供できるよう、事業所と連携した提供体制の強化を行います。短期入所（福祉型）については、ニーズが増加していることから、今後も事業所の確保に努めます。

また、就労に向けた各種サービスを通して、障がいのある方の就労支援や工賃の向上等も含め、サービス提供体制を整備するとともに、サービスの周知による利用の促進を図ります。

3 居住系サービス

①自立生活援助

サービスの内容

入所施設やグループホームなどを利用していた一人暮らしを希望する障がいのある方に対して、居宅における自立した生活を送る上での困りごとについて、定期的又は随時連絡を受けて訪問し、相談に応じ、必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整等の援助を行います。

		実績(1月当たり)			見込み(1月当たり)		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
利用者数	人	0	0	0	0	0	0

②共同生活援助(グループホーム)

サービスの内容

障がいのある方に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

		実績(1月当たり)			見込み(1月当たり)		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
利用者数	人	22 (0)	24 (0)	21 (0)	21 (0)	21 (0)	21 (0)

※ () 内は重度障がい者の内数

③施設入所支援

サービスの内容

施設に入所する障がいのある方に対して、主に夜間において、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

		実績(1月当たり)			見込み(1月当たり)		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
利用者数	人	15	16	14	14	14	14

【見込み量確保のための方策】

共同生活援助(グループホーム)は、病院・施設からの地域移行後や親亡き後の生活の場としての役割を担っているため、ニーズに合わせた提供体制を整備していきます。

地域生活支援拠点等については、掛川市・菊川市・御前崎市の東遠地域で設置しています。今後はさらなる機能強化を図るための検討を進めます。

4 相談支援

①計画相談支援

サービスの内容

障がいのある方が自立した日常生活又は社会生活を送るために、障害福祉サービスを利用するにあたり、「サービス等利用計画」を作成し、サービス支給決定後の連絡調整、サービス利用状況の検証及び見直し等を行います。

		実績(年間)			見込み(年間)		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
利用者	人	132	132	138	145	152	160
うち、セルフプラン数	人	0	0	0	0	0	0

②地域移行支援

サービスの内容

障がい者支援施設等に入所している方又は精神科病院に入院している方などで、地域生活に移行するために重点的に支援を必要としている方に対して、住居の確保など地域生活に移行するための活動に関する相談や必要な支援を行います。

		実績(1月当たり)			見込み(1月当たり)		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
利用者数	人	0	0	1	1	1	1

③地域定着支援

サービスの内容

単身等で生活する障がいのある方に対して、常に連絡がとれる体制を確保し、支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

		実績(1月当たり)			見込み(1月当たり)		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
利用者数	人	0	0	1	1	1	1

【見込み量確保のための方策】

適切な「サービス等利用計画」が作成できるよう、相談支援事業の安定した運営を図ります。
地域移行支援、地域定着支援については、指定相談支援事業者と連携を図り、地域生活への移行支援のための体制を整備します。

5 地域生活支援事業

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

サービスの内容

障がいのある方が日常生活及び社会生活を送る上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある方に対する理解を深めるための研修や啓発活動などを行う事業です。

	実績			見込み		
	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
実施の有無	有	有	有	有	有	有

【見込み量確保のための方策】

住民の障がいのある方への理解促進のため、今後も広報紙等の活用や啓発等を行います。

② 自発的活動支援事業

サービスの内容

障がいのある方が自立した日常生活や社会生活を送ることができるように、障がいのある方やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。

	実績			見込み		
	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
実施の有無	有	有	有	有	有	有

【見込み量確保のための方策】

障がい者団体や障がい者支援団体との連携を行うとともに、情報提供等をはじめとした支援を行います。

③相談支援事業

サービスの内容

障がいのある方やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるように支援します。

	実績			見込み		
	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
相談支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
基幹相談支援センター等強化事業の実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	未実施	未実施	未実施	検討	検討	検討

【見込み量確保のための方策】

東遠地域等で連携し、各種事業の充実を図ります。

④成年後見制度利用支援事業

サービスの内容

障害福祉サービスを利用又は利用しようとする、重度の知的障がいのある方や、精神障がいのある方に対して、成年後見制度の申立てに必要な手続き及び経費（登記手数料、鑑定費用など）と、後見人等の報酬を助成します。

		実績(年間)			見込み(年間)		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
利用者数	人	1	1	0	1	1	1

【見込み量確保のための方策】

成年後見制度の利用に至っていない障がいのある方や介護者に情報が行き届くよう、事業の周知を図ります。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

サービスの内容

成年後見制度における後見等の業務を適正に行う法人に対し、人材の育成及び活用を図るための研修等により法人の活動を推進するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活用を支援します。

	実績			見込み		
	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
事業の実施	未実施	未実施	1	1	1	1

【見込み量確保のための方策】

法人に対し、事業の周知と利用促進を図ります。

⑥意思疎通支援事業

サービスの内容

聴覚、言語機能、音声機能などの障がいのために意思疎通を図ることに支障がある方に対して、手話通訳者・要約筆記者の派遣及び手話通訳者の設置を行います。

		実績			見込み		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
手話通訳者派遣事業	件	44	47	87	89	93	94
要約筆記者派遣事業	件	10	7	6	5	5	4
手話通訳者設置事業	人	0	0	0	0	0	1
重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業	人	0	0	0	1	1	1

【見込み量確保のための方策】

事業の周知を図るとともに、手話奉仕員養成講座の開催により、人材の育成や確保を図ります。

⑦日常生活用具給付等事業

サービスの内容

障がいのある方等に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。

ア 介護・訓練支援用具

障がいのある方を支援する用具や、障がいのあるこどもが訓練に用いるいす等のうち、障がいのある方及び介護者が容易に利用でき、実用性がある用具を給付します。

		実績(年間)			見込み(年間)		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
利用件数	件	1	1	1	1	1	1

イ 自立生活支援用具

障がいのある方の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障がいのある方等が容易に使用でき、実用性のあるものを給付します。

		実績(年間)			見込み(年間)		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
利用件数	件	2	2	0	2	2	2

ウ 在宅療養等支援用具

障がいのある方等の在宅療養等を支援する用具のうち、障がいのある方等が容易に使用でき、実用性のある用具を給付します。

		実績(年間)			見込み(年間)		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
利用件数	件	3	2	3	3	3	3

エ 情報・意思疎通支援用具

障がいのある方等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障がいのある方等が容易に使用でき、実用性のあるものを給付します。

		実績(年間)			見込み(年間)		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
利用件数	件	12	13	21	21	22	22

オ 排せつ管理支援用具

障がいのある方等の排せつ管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障がいのある方等が容易に使用でき、実用性のあるものを給付します。

		実績(年間)			見込み(年間)		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
利用件数	件	273	287	411	503	563	611

カ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)

障がいのある方の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うものを給付します。

		実績(年間)			見込み(年間)		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
利用件数	件	3	1	1	1	1	1

【見込み量確保のための方策】

給付を必要とする方に対して、適切なサービスを提供できるよう努めます。

⑧手話奉仕員養成研修事業

サービスの内容

意思疎通を図ることに支障がある障がいのある方が、自立した日常生活又は社会生活を送ることができるよう、手話で日常会話を行うために必要な手話語彙や手話表現技術を習得できる研修を実施し、手話奉仕員を養成します。

		実績(年間)			見込み(年間)		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
研修修了者	人	6	3	6	6	6	6

【見込み量確保のための方策】

手話奉仕員の育成と確保に努めるとともに、事業の周知を図ります。

⑨移動支援事業

サービスの内容

屋外での移動が困難な障がいのある方に対して、社会生活上必要な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。

		実績(年間)			見込み(年間)		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
実利用者数	人	6	6	6	6	6	6
利用時間数	時間	113	179	267	276	292	311

【見込み量確保のための方策】

障がいのある方の外出支援として不可欠な事業のため、サービスの量・質ともに対応できるように、提供体制の整備を進めます。

⑩地域活動支援センター事業

サービスの内容

障がいのある方に対して、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

		実績(年間)			見込み(年間)		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1
実利用者数	人	25	32	35	37	37	40

【見込み量確保のための方策】

地域活動支援センターと連携を取りながら、安定したサービスの提供に努めます。

(2)任意事業

【日常生活支援】

①訪問入浴サービス事業

サービスの内容

地域における身体障がいのある方の生活を支援するため、訪問により居宅での入浴サービスを提供します。

		実績(年間)			見込み(年間)		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
実績箇所	箇所	0	0	0	0	0	0
利用者	人	0	0	0	0	0	0

【見込み量確保のための方策】

必要とする方にサービスが届くよう、サービスの周知を図ります。

②日中一時支援事業

サービスの内容

家族の就労を支援するためや一時的な休息のため、障がいのある方に活動の場を提供し、見守りや社会適応のための訓練を実施します。

		実績(年間)			見込み(年間)		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
実績箇所	箇所	9	9	8	8	8	8
利用者	人	23	18	10	10	10	10

【見込み量確保のための方策】

今後、ニーズの増加が予想されるため、事業所と連携してサービスの量・質ともに対応できるよう、体制整備を進めます。

6 発達障がい者等に対する支援

サービスの内容

発達障がいの早期発見・早期支援のため、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等を通して発達障がいのある方の家族等に対する支援体制の充実を図るサービスです。

また、ピアサポートの活動を通して、当事者目線での情報発信や、当事者同士の共感の場をつくれます。

		実績(年間)			見込み(年間)		
		2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	0	0	0	8	10	10
ペアレントメンターの人数	人	0	0	0	2	3	3
ピアサポートの活動への参加人数	人	0	0	0	1	1	1

【見込み量確保のための方策】

支援が必要な方に支援が行き届くよう、相談支援事業の充実により各サービスの充実を引き続き行います。

第5章 第3期障がい児福祉計画の成果目標

1 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針	児童発達支援センターの設置 2026（令和8）年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。
	障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)推進体制の構築 2026（令和8）年度末までに、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
	重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 2026（令和8）年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。
	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置 2026（令和8）年度末までに、各市町村又は各圏域において、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

本町の目標	実績 2022 (令和4)年度	児童発達支援センターの設置	設置済み
		障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制の構築	構築済み
		重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	確保済み
		重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	未確保
		医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置済み
		医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置済み
	目標 2026 (令和8)年度	児童発達支援センターの設置	設置済み
		障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制の構築	構築済み
		重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	確保済み
		重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	確保済み
		医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置済み
		医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置済み

【考え方】

本町では、すでに児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援の実施体制の構築を行っています。また、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所についても確保しています。今後も引き続き、サービスに関する情報提供やサービスの質の向上を目指し、取組を推進します。医療的ケア児等支援については、コーディネーターを配置し、関係機関との連携を図っており、今後も継続していきます。重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保及び医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置については、町内の関係機関や東遠地域等との連携により推進し、一層の体制の充実を図ります。

第6章 障害児福祉サービスの見込みと確保の方策

1 障害児通所支援

(1) 児童発達支援

サービスの内容

未就学の障がいのある児童等に対して、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等の支援を行います。

		実績(1月当たり)			見込み(1月当たり)		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
利用者数	人	23	15	14	15	18	21
利用量	人日	151	144	130	141	148	155

(2) 医療型児童発達支援

サービスの内容

未就学の肢体不自由のある児童に対して、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援を行います。

		実績(1月当たり)			見込み(1月当たり)		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
利用者数	人	0	0	0	※「医療型児童発達支援」は、令和6年4月より「児童発達支援」に統合されます。		
利用量	人日	0	0	0			

(3) 放課後等デイサービス

サービスの内容

就学中の障がいのある児童等に対して、放課後や学校の休業日等に生活能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。

		実績(1月当たり)			見込み(1月当たり)		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
利用者数	人	49	58	57	61	66	71
利用量	人日	567	608	647	706	764	822

(4)保育所等訪問支援

サービスの内容

保育所等を利用中の障がいのある児童等に対して、保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を提供します。

		実績(1月当たり)			見込み(1月当たり)		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
利用者数	人	7	13	8	9	10	11
利用量	人日	4	17	12	14	15	17

(5)居宅訪問型児童発達支援

サービスの内容

障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がいのある児童等に、発達支援が提供できるよう、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

		実績(1月当たり)			見込み(1月当たり)		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
利用者数	人	0	0	0	0	0	0
利用量	人日	0	0	0	0	0	0

2 障害児相談支援

サービスの内容

指定障害児相談支援事業者が、障害福祉サービス等の利用を希望する障がいのある児童の総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最適なサービスの組み合わせ等について検討し、障がい児支援利用計画を作成します。児童の心身の状況や環境、児童又はその保護者のサービス利用についての意向等に基づき、サービスの利用状況の検証及び計画の見直し等(モニタリング)を行います。

		実績(年間)			見込み(年間)		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
利用者	人	74	79	82	89	96	104
うち、セルフプラン数	人	0	0	0	0	0	0

3 医療的ケア児に関するコーディネーターの配置

サービスの内容

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。

		実績(年間)			見込み(年間)		
		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度
配置人員	人	2	3	3	3	4	4

【見込み量確保のための方策】

児童発達支援や放課後等デイサービスについては、今後も利用希望者が増加すると考えられるため、事業所と連携して引き続きサービスの提供体制の構築を図る必要があります。

適切な「障害児支援利用計画」が作成できるよう、障害児相談支援の安定した運営を図ります。

医療的ケア児に対する関連分野支援を調整するコーディネーターの配置を進めることにより、包括的な支援を行います。

4 特別支援学校等卒業後の支援

特別支援学校等卒業後の進路や就労に関して不安を抱える障がいのある児童やその家族が、安心して生活できるように支援することは、森町で生まれ育ち、森町で働いて暮らすというまちの姿を実現していく上で重要です。そのために、障がいのある児童やその家族のニーズ把握に努め、就学期間を通して相談支援の充実を図ります。

特別支援学校等卒業後の進路については、特別支援学校等と就労支援施設や就労支援事業所、市町等の関係機関が、情報提供や進路等に関する相談を連携しながら実施することで、特別支援学校等卒業後のスムーズな就労支援の実現に努めます。

また、就労支援に関する障害福祉サービス(就労移行支援、就労継続支援等)や、それ以外の障害福祉サービス(生活介護、自立訓練等)の充実を図るとともに、利用希望者への情報の周知及び利用に関する相談の充実を図ることで、障がいのある児童やその家族の特別支援学校等卒業後の就労等進路に関する不安の軽減を目指します。

生まれ育った町で将来にわたり生活できるよう、必要な障害福祉サービスを提供できる施設や事業所等を町内へ整備できる体制を整えていきます。

第7章 計画の推進体制

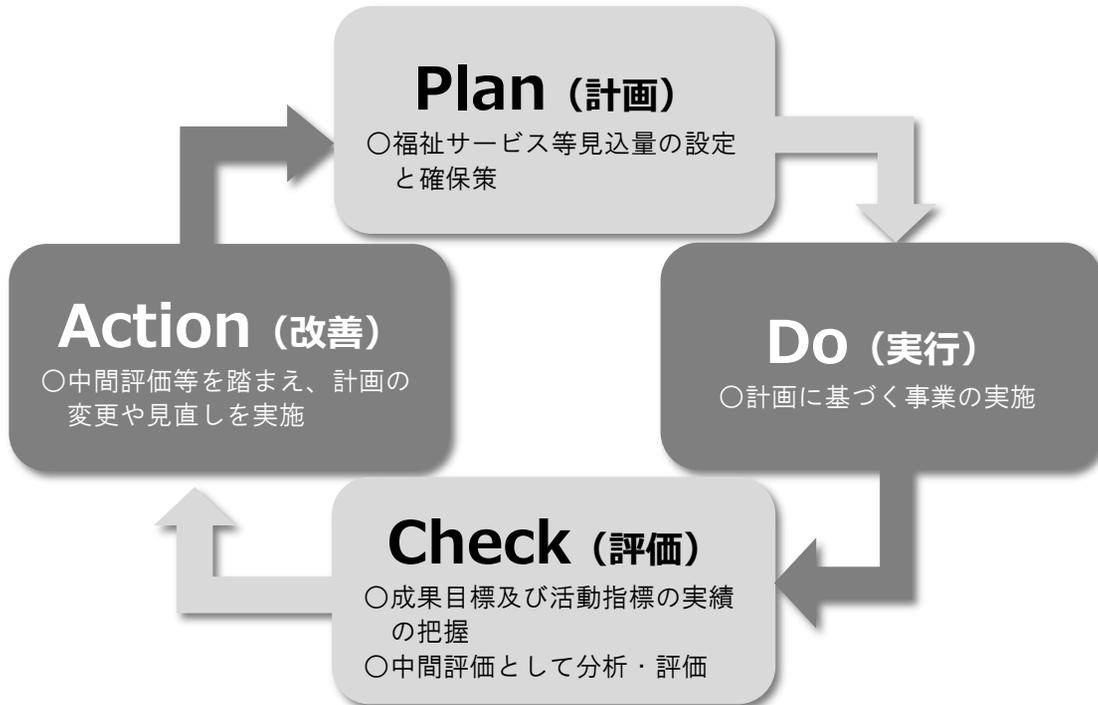
福祉・保健・医療・教育・雇用・まちづくりなど、幅広い分野にわたる障がい者施策を総合的かつ効果的に推進するため、庁内の関係部署との連携をはじめ、住民・関係機関・団体や民間企業との連携を強化します。

また、障がいのある方の地域生活を支える様々な施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくありません。このため、国や県の新たな動向を注視しつつ密接な連携を図りながら施策を推進していくとともに、県や近隣市町及び各自立支援協議会等との情報交換や会議等を積極的に行い、一層連携を強化していくことにより、本計画の実現を目指します。

第8章 計画の進行管理体制

本計画で掲げる施策、事業等の進捗状況については、PDCAサイクルによる循環的なマネジメントを実施し、毎年度、点検及び評価を行い、計画の進捗管理を適切に行います。

点検・評価に当たっては、自立支援協議会へも進捗の報告を行い、意見を聴取し、評価・検証を行うとともに、評価による次年度の改善策についても協議することで、着実な進行管理を図ります。



資料編

1 諮問

森 福 第 597 号

令和5年12月15日

森町障がい者対策推進協議会

会 長 相羽 哲治 様

森町長 太田 康雄

森町障がい者計画・第7期森町障がい福祉計画及び第3期森町障がい児福祉計画の策定について（諮問）

障害者基本法第11条に基づく森町障がい者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条に基づく森町障がい福祉計画、児童福祉法第33条の20に基づく森町障がい児福祉計画を策定したいので諮問します。

2 答申

令和6年2月15日

森町長 太田 康雄 様

森町障がい者対策推進協議会
会 長 相羽 哲治

森町障がい者計画・第7期森町障がい福祉計画及び第3期森町障がい児福祉計画について（答申）

令和5年12月15日付け森福第597号により、諮問のありました森町障がい者計画・第7期森町障がい福祉計画及び第3期森町障がい児福祉計画について、慎重に審議した結果、適切なものであると認め、下記の意見を付して答申します。

記

- 1 「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」の考え方を基に、障がいの有無にかかわらず、地域の支えあいやふれあいなどを通して、多様な価値観を認めあい、いきいきと暮らし、愛情があふれ互いに尊重しあえる社会を目指し、「みんなで助けあう健やかなまち」の実現を求めます。
- 2 障がいのある方への福祉施策については、障がい種別、程度及び年齢など、障がいの特性に応じて対応することが重要であることから、保健・医療・福祉・教育・雇用等関係する機関との連携の充実・強化を図ることを求めます。
- 3 障がい特性や必要な支援等について町民の理解を促進し、支援が必要な方を地域ぐるみで支えあえるように、本計画の趣旨や内容について多くの町民に知っていただくため、様々な手段で積極的に広く情報発信し、周知することを求めます。

3 協議会設置規則

○森町障がい者対策推進協議会設置規則

令和5年5月23日規則第21号

森町障がい者対策推進協議会設置規則

(設置)

第1条 町長は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条の規定に基づく森町障がい者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条の規定に基づく森町障がい福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20の規定に基づく森町障がい児福祉計画の策定及び障害福祉の推進に当たり、町民各層からの意見を計画に反映させるとともに、障害者である住民のための長期的かつ総合的な施策を協議するため、森町障がい者対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 森町障がい者計画の立案及び検証に関すること。
- (2) 森町障がい福祉計画及び森町障がい児福祉計画の立案及び検証に関すること。
- (3) その他前条に規定する目的の達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 地域住民団体関係者
- (2) 保健及び医療関係者
- (3) 障がい者等福祉団体関係者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 学識経験者
- (6) その他町長が必要と認める者

3 協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集し、会長がその議長となる。ただし、会長が未決定の場合、町長がこれを招集することができる。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(関係者の意見聴取)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉課において所掌する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和5年6月1日から施行する。

4 委員名簿

氏名	所属等	区分	備考
相羽 哲治	森町町内会長連絡協議会 代表	地域住民団体関係者	会 長
山下 みさ子	森町民生(児童)委員協議会 代表	地域住民団体関係者	副会長
明石 芽未	森町家庭医療クリニック	保健・医療関係者	委 員
藤原 幹恵	森町手をつなぐ育成会 代表	福祉団体関係者	委 員
一木 國男	三木の里(手話)サークル 代表	福祉団体関係者	委 員
村松 左知子	子どもも親も笑顔になる会 代表	福祉団体関係者	委 員
鈴木 牧子	中遠地域精神保健福祉会(丹誠会) 代表	福祉団体関係者	委 員
三浦 比布美	森町ボランティア連絡会 代表	福祉団体関係者	委 員
村松 成弘	森町社会福祉協議会 事務局長	福祉団体関係者	委 員
高橋 等	社会福祉法人聖隷福祉事業団 特別養護老人ホーム 森町愛光園 園長	福祉団体関係者	委 員
瀧野 裕子	中東遠圏域スーパーバイザー	福祉団体関係者	委 員
小池 秀幸	静岡県西部健康福祉センター 福祉部長	行政関係者	委 員
鈴木 滋夫	静岡県立袋井特別支援学校 校長	学識経験者	委 員
杉原 充子	東遠学園組合 東遠学園 園長	学識経験者	委 員

(順不同、敬称略)

5 計画の主な策定経過

年月日	会議等	内容
2023(令和5)年8月30日～ 2023(令和5)年9月13日	町民アンケート調査	
2023(令和5)年11月2日	第1回森町障がい者対策推進協議会	計画概要、アンケート調査結果
2023(令和5)年12月22日	第2回森町障がい者対策推進協議会	諮問、計画素案
2023(令和5)年12月28日～ 2024(令和6)年1月12日	パブリックコメントの実施	計画の素案に対する意見について
2024(令和6)年2月15日	第3回森町障がい者対策推進協議会	パブリックコメント、計画最終案、 答申

6 用語集

* あ行 *

医療的ケア

家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為のこと。

医療的ケア児

人工呼吸器やたんの吸引、胃ろうによる栄養の注入等の医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

* か行 *

基幹相談支援センター

地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談等の業務を総合的に行うことを目的とする施設。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がい者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うことをいう。

子ども・子育て支援事業計画

平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき創設され、平成27年4月からスタートした「子ども・子育て支援新制度」に位置づけられた、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために市町村に策定が義務づけられている計画。

* さ行 *

重症心身障がい

重度の肢体不自由と重度の知的障がい重複した状態のこと。

住宅改修

日常生活の自立を支援するための住宅改修（手すりの取付けや段差の解消など）の費用の一部を助成すること。

障がい者

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。

障がい児

身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、又は精神障がい者のうち18歳未満の者のこと。

障害者基本法

障がい者（定義：身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁（障がいがある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける者）の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律。

障害者総合支援法

身体障がい・知的障がい・精神障がいという障がいの種別に関わらず、障がいのある方が必要とするサービスを分かりやすく利用できるようなサービスの一元化を図るとともに、障がいのある方に対して身近な市町村が責任を持ってサービスを提供する体制の確立、サービスを利用する方が、サービスの利用量と所得に応じた負担を行う際に、国と地方自治体が責任を持って費用負担を行うことをルール化し、サービスの充実を図っていくことなどを定めた法律。

情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法

障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とした法律。

自立支援医療

障がいのある方等につき、その心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療で、具体的には育成医療、更生医療、精神通院医療で構成されている。

成年後見制度

判断能力の不十分な成年者（知的障がい者、精神障がい者など）を保護するため、一定の場合に、本人の行為能力を制限するとともに、本人のために法律行為を行い、又は本人による法律行為を助ける者（後見人・保佐人・補助人）を選任する制度。

* た行 *

地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会。

特別支援学校

学校教育法に基づき、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者、又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上、又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校。従来、盲学校、聾学校及び養護学校といった障がい種別に分かれて行われていた障がいを有する児童・生徒に対する教育について、障がい種別にとらわれることなく個々のニーズに柔軟に対応した教育を実施するために、平成 18 年の学校教育法の改正により創設された。

* な行 *

人日

作業量の単位の一つで、1人が1日働いた作業量を1としたもの。

* は行 *

発達支援センター

言葉や心身などの発達の遅れのある乳幼児に対して、社会生活への適応や自立を支援するため、早期に相談・指導や療育等の「児童発達支援」を行う施設。

発達障がい

自閉症やアスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状は通常低年齢において発現するといわれている。

バリアフリー

障がいのある方が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。建物内の段差の解消など物理的障壁の除去という意味と、障がい者等の社会参加を困難にしている社会的（文化・情報）・制度的・心理的（意識）な全ての障壁の除去という意味がある。

ピアサポーター

自分も障がいや病気の経験があり、その経験を活かして同じ境遇にある仲間をサポートする方のこと。

ペアレントトレーニング

環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的としたプログラム。

ペアレントプログラム

子どもの行動修正までは目指さず、「保護者の認知を肯定的に修正すること」に焦点を当てた簡易的なプログラム。

ペアレントメンター

自分も発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指す。メンターは、同じような発達障がいのある子どもをもつ親に対して、共感的なサポートを行い、地域資源についての情報を提供することができる。

* や行 *

要配慮者

平成25年6月に改正された災害対策基本法において定義された「高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時特に配慮を要する者」のこと。

ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。家族については、新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。

リハビリテーション

心身に障がいを持つ方の全人間的復権を理念として、障がい者の能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術のこと。医学的（急性期・回復期・維持期）リハビリテーションにとどまらず、教育的、職業的、社会的、地域リハビリテーションの体系全てをいう。

療育

治療・医療の「療」と養育・保育・教育の「育」を組み合わせた造語で、医学的治療と教育や訓練・福祉などを活用して、障がい児の発達や可能性を伸ばそうというもの。

第7期森町障がい福祉計画
第3期森町障がい児福祉計画
2024(令和6)年 3月

発 行 : 森町
編 集 : 森町 福祉課
住 所 : 〒437-0215
静岡県周智郡森町森 50-1
電話 0538-85-1800
FAX 0538-86-6301

